

ご存知ですか？養育費保証契約

～養育費の受け取り方法のひとつとして～

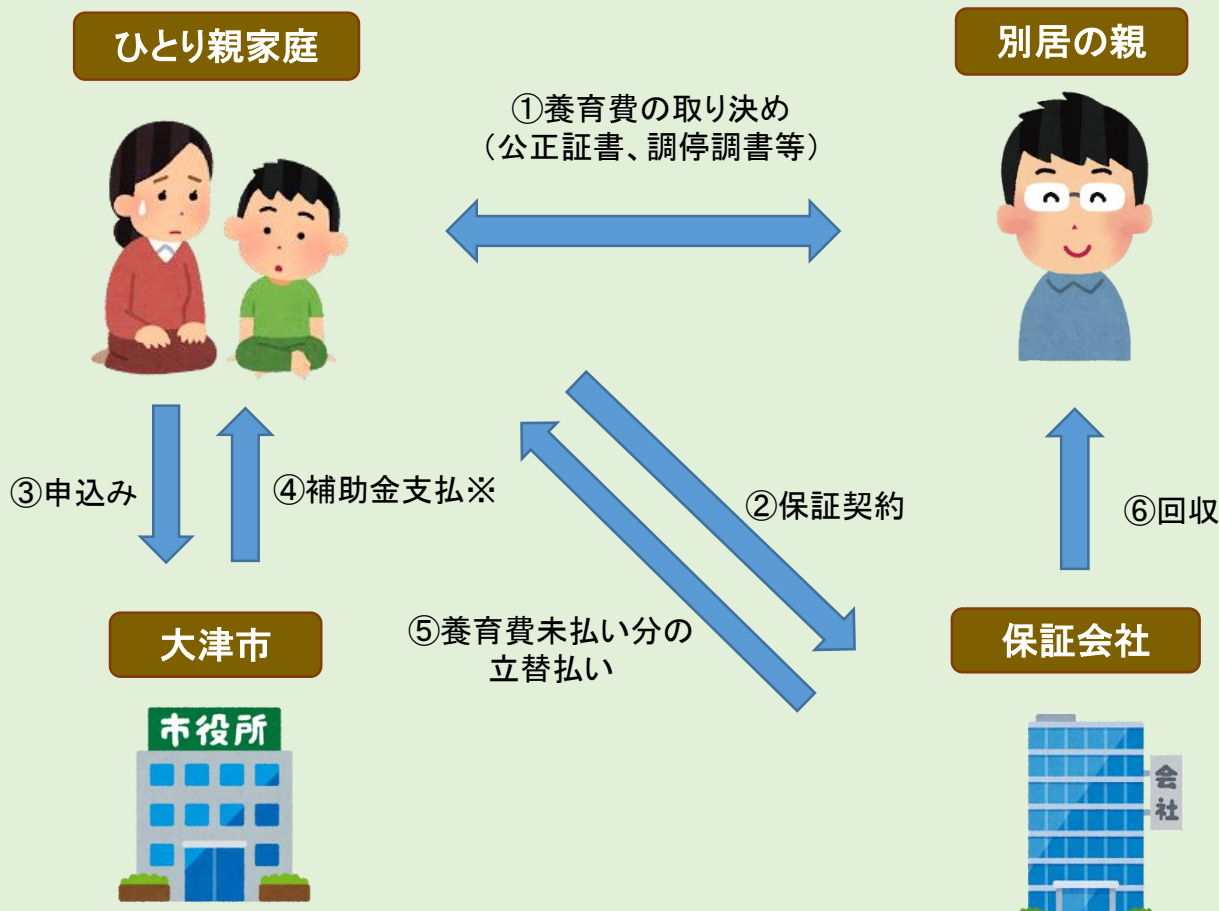
夫婦が別れても、子どもの養育を担う責任は同じです。

子どもが健やかに育つために不可欠な養育費を、別れて暮らす親が、責任を持って支払うひとつの方法として、「養育費保証」という仕組み※があるのをご存知でしょうか。

元パートナーからの養育費の集金代行や、支払いが滞った際の立替払いを行う「養育費保証契約」を利用されるひとり親に対し、大津市では、契約時の保証料に相当する額を補助しています。

※民間保証契約のひとつです。公的な制度ではありません。

大津市養育費保証契約促進補助事業とはこんな制度です



※大津市が、保証会社と1年以上の養育費保証契約を結んだ際の初回保証料を補助します。(上限5万円・対象児童1人につき1回)

対象者

- 大津市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方
- 養育費保証契約時点で、大津市に居住していること
 - 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
 - 養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満)を現に扶養していること
 - 同一の子どもに対して、過去に同様の補助金の支給を受けていないこと
 - 福祉医療費助成の所得制限内であること

手続の流れ

事前相談

- 母子父子自立支援員に事前に養育費の確保についてご相談ください。(要予約)
- 調査同意書をご記入いただきます。

会社との契約

- 民間保証会社と契約してください。(利用上のメリット・デメリットをよく考慮してください)
- 契約時費用の領収書は大切に保管ください。

申請手続き

- 養育費保証契約締結日翌日から6ヶ月以内に、必要書類(下記参照)を添付の上、交付申請書を子ども家庭課まで提出してください。

支給決定
請求手続

- 審査を経て、交付決定通知と交付請求書が送付されます。期限までに交付請求書を子ども家庭課に提出してください。

振込

- ご指定の口座に補助金が振り込まれます。



必要書類

- 【申請時】
- 交付申請書(事前相談時にお渡しします)
 - 児童扶養手当証書(児童扶養手当を受給している場合。有効期限内のものに限る)児童扶養手当証書がない場合は、本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本(原則交付から1ヶ月以内のもの)
 - 補助対象経費の領収書等(申請者が負担したものに限り)領収書には、領収年月日、領収金額が記載されていることが必要です。
 - 強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書等の正本
 - 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
 - その他市長が必要と認めるもの()
- 【請求時】
- 交付請求書(決定通知書と一緒に市役所から届きます)
 - 振込先のわかるもの(通帳の写しなど)

お問合せ先

大津市母子家庭等就業・自立支援センター

住所：〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所新館7階 子ども家庭課内
電話：077-522-0220 FAX：077-525-8767

- ◆ 開庁時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00
- ◆ 閉庁日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

